

# 時間帯別プラン中部

(需給契約要綱)

2022年 4月 1日実施



生活クラブエナジー

Seikatsu Club Energy Co.

## 時間帯別プラン中部

### 1 適用

- (1) この個別要綱の契約種別は時間帯別プラン中部といたします。このプランは、当社が別途定める電気需給約款（低圧）（以下「需給約款」といいます）の従量電灯の適用範囲に該当し、お客さまと当社とが合意した時に適用します。
- (2) このご契約は原則として1年間以上継続していただきます。
- (3) この個別要綱は、需給約款と合わせて適用致します。

### 2 契約容量

原則として需給約款3（従量電灯）(1)により契約容量を定めます。

### 3 時間帯区分

- (1) 時間帯区分は、次の通りといたします。

#### イ 昼間時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。但し、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

#### ロ 軽負荷時間

別表1（休日等）に定める日以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに別表1（休日等）に定める日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

#### ハ 夜間時間

昼間時間および軽負荷時間以外の時間をいいます。

### 4 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次の通りといたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,487円04銭
-------------------------	-----------

上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
-----------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日はロ（昼間時間（8 時-10 時、17 時-22 時））と夜間時間を適用します。

イ 昼間時間（10 時-17 時）

1 キロワット時につき	38 円 71 銭
-------------	-----------

ロ 昼間時間（8 時-10 時、17 時-22 時）

1 キロワット時につき	28 円 52 銭
-------------	-----------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	16 円 30 銭
-------------	-----------

5 その他

その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則（実施期日）

この個別要綱は、2022 年 4 月 1 日から実施いたします。

## 別 表

### 1 休日等

この個別要綱において、休日等とは、土曜日、日曜日、『国民の祝日に関する法律』に規定する休日をいいます。

### 2 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、燃料価格 X, Y は<表 1>のとおり定めるものとします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、〈表1〉のとおり定めるものとします。

<表 1：燃料費調整単価算出係数等>

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価 (1 キロワット時につき)
	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$		
中部電力 株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
- お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。